

第13次労働災害防止計画の概要

(計画期間：2018年4月1日～2023年3月31日)

栃木労働基準監督署

2021年度版
(令和3年度)

第13次労働災害防止計画の進捗状況

栃木労働基準監督署管内の令和2年確定値における休業4日以上労働災害発生状況は574件と、対前年比で13件も増加したことから、平成30年度よりスタートした第13次労働災害防止計画(以下、「第13次防」という)の目標達成件数である「500件以下」の達成が非常に厳しい状況となっています。また、死亡災害については、3名の尊い命が失われている状況です。

発生した労働災害の特徴をみますと、50代以上の高齢労働者の災害が全体の半数以上を占めているほか、経験年数別では特に製造業で3年未満の経験が浅い労働者で増加しており、また、製造業を含め建設業や道路貨物運送業では、10年以上のベテラン労働者の災害も目立っています。

本年は第13次防の4年目に当たり、目標達成に向け、労働災害の大幅な削減対策を一層積極的に展開する必要があります。このため、社内の安全衛生管理体制を確立するだけでなく、リスクアセスメント等の実施により、現時点で抱えている労働安全衛生上の問題点とその改善に向けた対策を明確にした上で、安全衛生目標の設定や安全衛生教育の実施等、対応方法・手段を具体的に示した安全衛生活動計画を策定し、計画的に取り組んでいただくことが重要となります。

労働災害減少目標

【計画の目標】

(1) **死亡災害の撲滅!!**

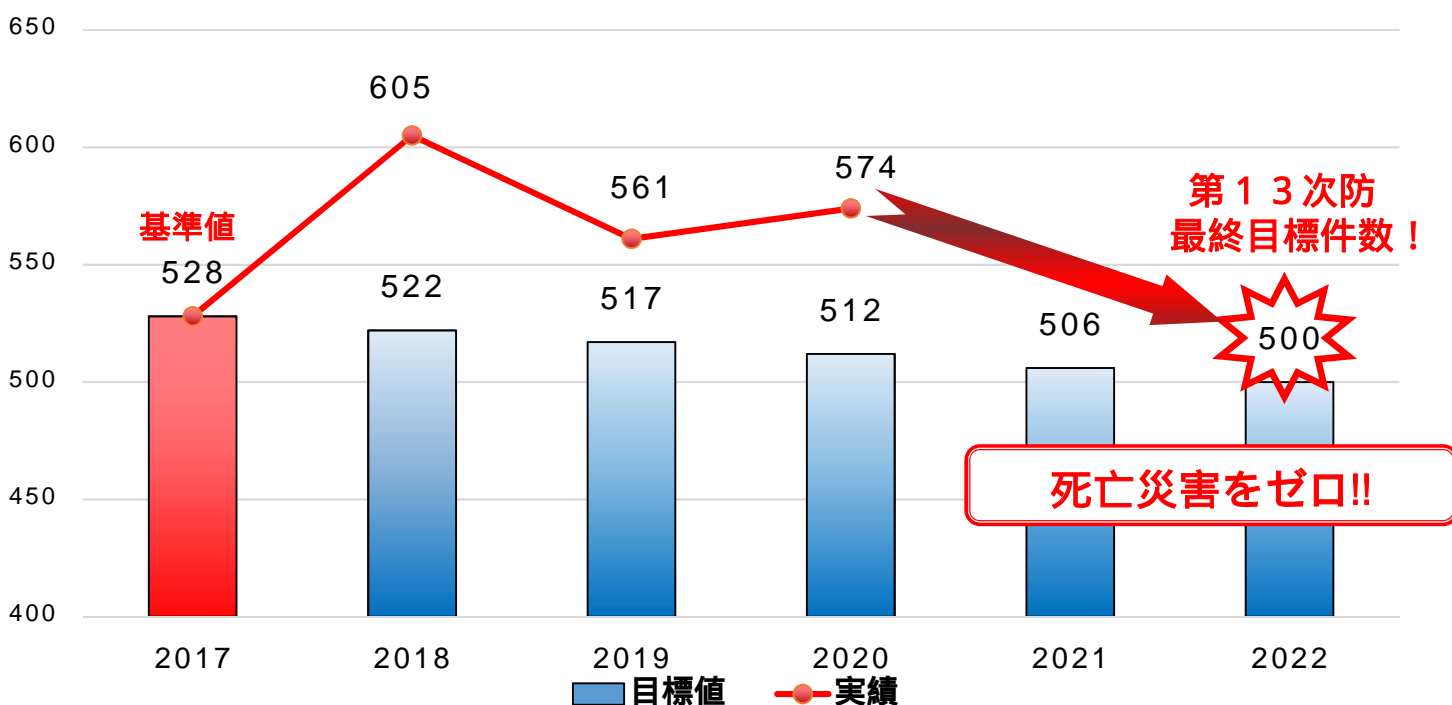
(2) **休業4日以上の労働災害を全産業で500件以下とする!**

(2017年の労働災害発生件数と比較して5%以上の減少)

(13次防4年目) 2021年の目標値!

休業4日以上の労働災害を **506件** 以下

【栃木署管内における第13次防の労働災害減少目標(全産業)】

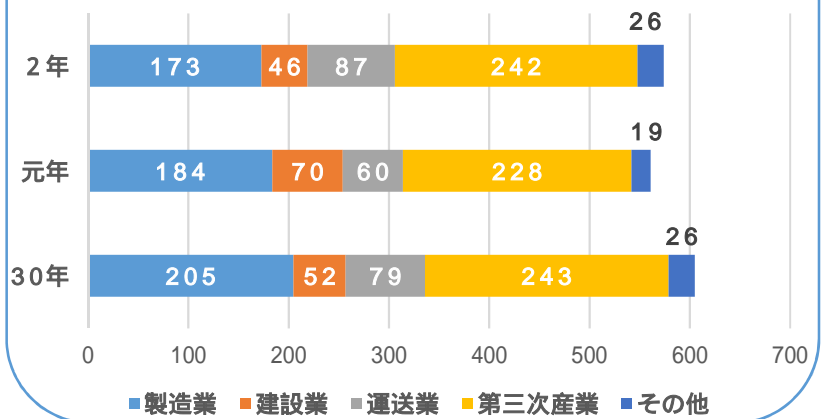


1. 栃木署管内の労働災害の概要

管内における、平成30年から令和2年までの間に発生した業種別の労働災害の発生状況をみると、毎年、「**第三次産業**」で全体の約4割を占め、次いで「**製造業**」において約3割を占めており、これら2業種で全産業の大きな割合を占めている状況にあります。

また、令和2年において「**製造業**」や「**建設業**」で災害件数が減少した反面、「**運送業**」では再び増加に転じ、「**第三次産業**」のうち「**社会福祉施設**」においても「**転倒**」などの災害が多発している状況となっています。

第13次防 業種別 災害発生件数

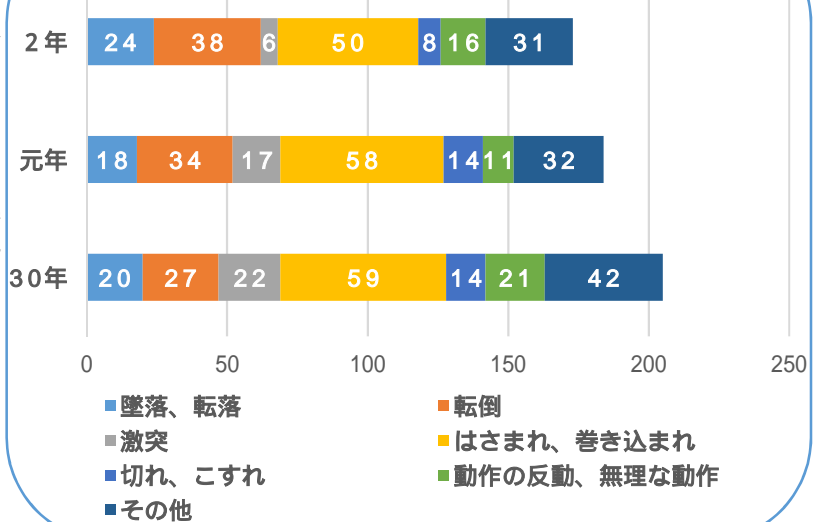


2. 『製造業』における労働災害の概要

管内の「**製造業**」における労働災害の発生状況をみると、「**はさまれ・巻き込まれ**」災害の比率が最も多く、特に経験年数が3年未満の労働者や、逆に10年以上のベテラン労働者で目立っています。また、「**転倒**」災害は年々増加傾向にあります。

令和3年度においては、減少傾向にあるものの最も多く発生している「**はさまれ・巻き込まれ**」災害の防止を重点に、機械設備の本質安全化を含む機械災害防止対策を図るほか、生産設備の高経年化による災害防止対策の推進を図ります。併せて、「**転倒**」災害を防止するため、ステッカー等を利用した「**危険の見える化**」、4S（整理・整頓・清掃・清潔）等の徹底も推進していきます。

第13次防 製造業（事故の型）

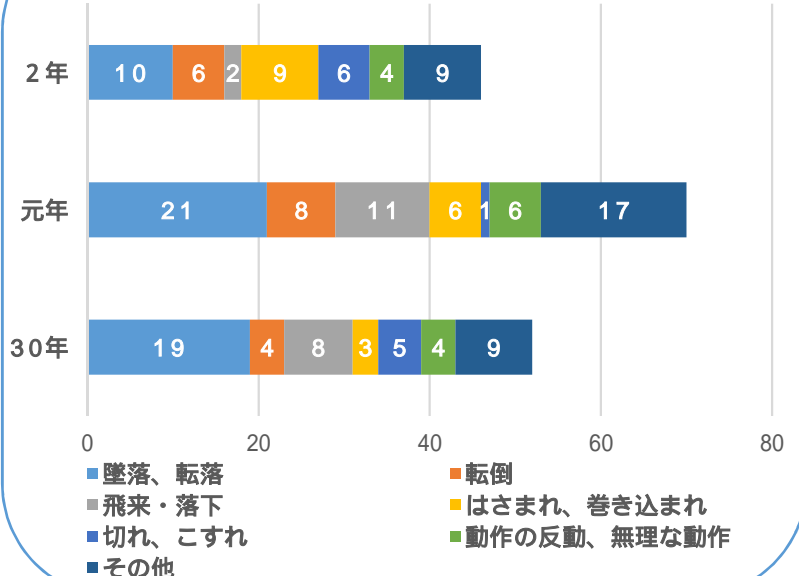


3. 『建設業』における労働災害の概要

管内の「**建設業**」における労働災害について、令和2年度においては、台風による災害復旧工事関連の現場で**重機が関与した災害で2名の尊い命が失われました**。また、休業4日以上災害では、**建築物、仮設物(足場等)**を含む作業床のほか、「**脚立等**」からの「**墜落**」災害が目立っており、年齢別では依然として、**50歳以上の高齢労働者で半数以上の割合**を占めています。

令和3年度においては、「**墜落・転落**」災害を防止するため、墜落防止用保護具については、原則としてフルハーネス型とするとともに、墜落時の落下距離に応じた適切な保護具使用の周知・徹底を図るほか、引き続き台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図ります。

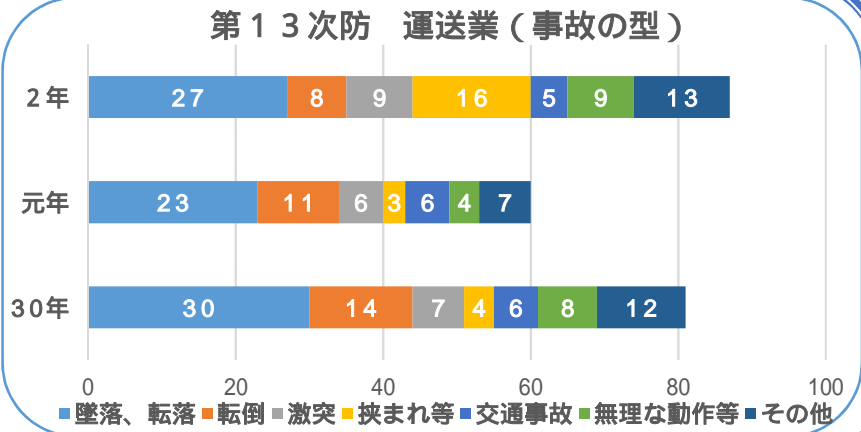
第13次防 建設業（事故の型）



4. 『運送業』における労働災害の概要

管内の「運送業」における労働災害の発生状況として、荷役作業時におけるトラック等からの「墜落・転落」災害が多発しており、年齢別では、特に40代以上の労働者で約9割を占めている状況にあります。

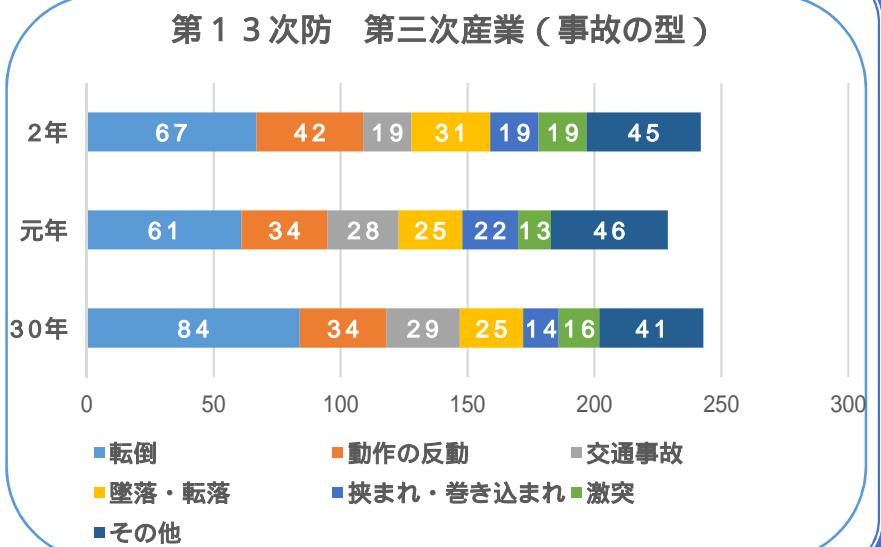
令和3年度においては、引き続き「荷役作業の安全対策ガイドライン」を運送業者及び荷主先企業に周知し、基本的安全対策の徹底を図るほか、全業種を通じた「転倒」災害防止対策の徹底についても推進していきます。



5. 『第三次産業』における労働災害の概要

管内の第三次産業における労働災害の発生状況として、通路等での「転倒」災害が多発しており、また、「社会福祉施設」を中心に「動作の反動等」による災害も多く散見されています。

令和3年度においては、特に多発している「転倒」災害に対し、4S（整理・整頓・清掃・清潔）や注意喚起を促すステッカーの掲示等による「危険の見える化」、作業内容に適した防滑靴の着用等の取組を推進していきます。併せて、職場における腰痛予防対策指針による腰痛対策の徹底を図ります。

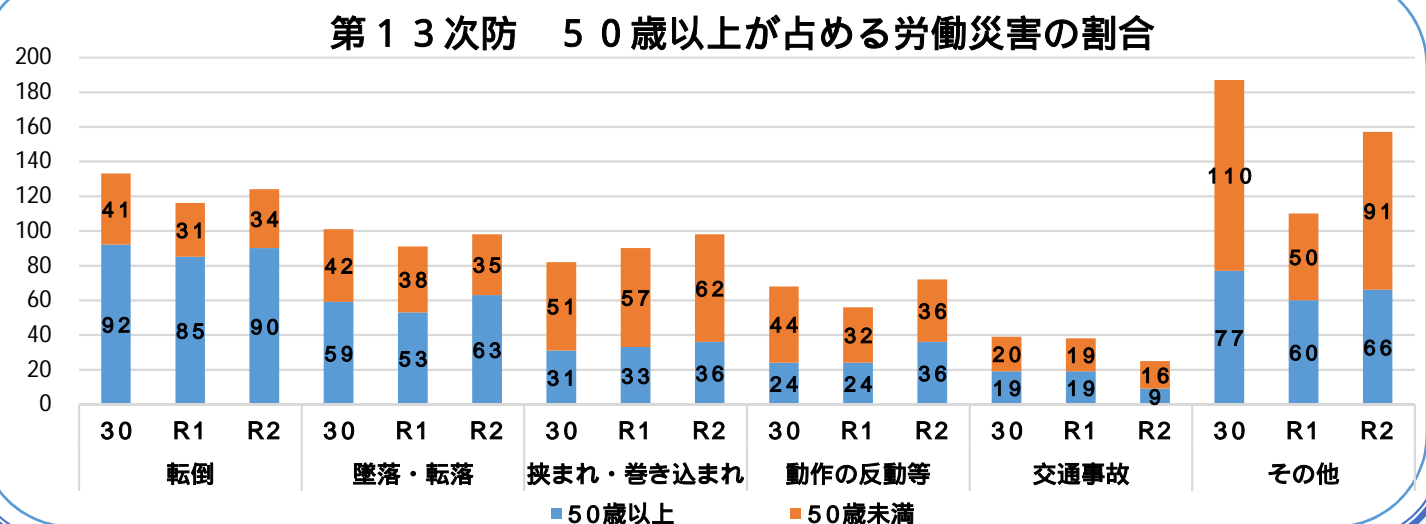


6. 『高齢労働者（ ）』における労働災害の概要

栃木県では50歳以上を対象としています。

管内の「高齢労働者」の労働災害の発生状況については、事故の型別における労働災害の半数前後を「高齢労働者」が占めており、特に「転倒災害」については7割以上を「高齢労働者」が占めている状況にあります。

労働人口の高齢化に伴い、上記のとおり「転倒災害」を中心に高い割合を占めていることから、令和3年度においては、引き続き「危険の見える化」など高齢労働者に配慮した職場環境の改善や、体操などの身体機能向上のための健康づくりに取組むほか、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」の周知等を図っていきます。



労働衛生(健康確保・健康障害防止対策)の目標

【計画の目標】

- (1) メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする。
- (2) ストレスチェックを実施した結果について集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする。

労働衛生の具体的取組

- (1) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
 - 労働者の健康確保対策の強化
 - 過重労働による健康障害防止対策の推進
 - 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進
- (2) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進(治療と仕事の両立)
 - 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進
 - 疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり
- (3) 化学物質等に健康障害防止対策の推進
 - 化学物質による健康障害防止対策の推進
 - 石綿による健康障害防止対策
 - 受動喫煙防止対策、粉じん障害防止対策

【2021年度】

栃木労基署管内新『安全宣言』運動！

主催者：(一社)栃木労働基準協会並びに(一社)佐野労働基準協会
主唱者：栃木労働基準監督署

栃木労基署管内新『安全宣言』運動！とは...

2017年度まで展開してきた『安全宣言』運動！の内容を一新し、第13次労働災害防止計画の目標達成に向けて、経営トップが表明する安全衛生方針に基づく関係者の意思統一及び安全衛生対策の実施により、労働災害を大幅に減少させることを目標とした栃木労基署管内独自の運動です。

実施者
管内すべての事業場

実施事項

- (1) 経営トップによる「安全衛生方針」の表明
- (2) 「安全標語」・「労働衛生標語」・「転倒災害防止標語」・「熱中症対策標語」の『四大標語』の選出
- (3) 栃木労基署管内新『安全宣言』運動のポスター作製、看板等の掲示
- (4) 栃木労基署管内労働災害防止団体等連絡会議の開催
- (5) 栃木地区及び佐野地区においての産業安全衛生大会の開催
- (6) 「中小企業無災害記録授与制度」の周知